

# 安全だより

令和4年度 第1号  
発行 令和4年4月

本部事務局

TEL079-291-4000 URL : <http://www.himeji-sjc.or.jp/>

香寺連絡所 TEL079-232-7600

安富連絡所 TEL0790-64-8525

夢前連絡所 TEL079-336-1600

家島連絡所 TEL079-325-0311

当センターでは令和4年度より、従来は会員だよりに掲載していた「安全適正就業部会からのお知らせ」を、安全対策の強化のために「安全だより」として発行することとしました。

傷害事故・賠償事故ともに発生件数が多い状態が続いております。少しでも事故を減らすためには、就業されている会員の皆様の一人一人の安全に対する意識が重要となります。

今後は、「安全だより」の内容を充実させて会員だよりと合わせて送付する予定ですので、あわせてお読み下さい。

### 【令和3年度事故発生状況について】

今年度の事故発生状況は以下のとおりです。昨年度同時期比較では、傷害事故が1件増加し、賠償事故は7件増加しています。

発生件数が非常に多いので、事故防止に努めて下さい。

### 〔傷害事故〕 ※ 各年度の4月1日から3月31日まで

| 就業形態       | 令和2年度 | 令和3年度 |
|------------|-------|-------|
| 移動中（交通事故等） | 8     | 10    |
| 草刈・除草等     | 6     | 4     |
| 植木剪定中      | 3     | 2     |
| 清掃中        | 7     | 4     |
| その他屋内作業中   | 3     | 7     |
| その他作業中     | 3     | 4     |
| 計          | 30    | 31    |

| 事故形態        | 令和2年度 | 令和3年度 |
|-------------|-------|-------|
| 転倒          | 3     | 6     |
| 墜落・転落       | 5     | 3     |
| 切れ・擦れ       | 2     | 4     |
| 挟まれ・巻き込まれ   | 1     |       |
| 激突          | 1     | 2     |
| 激突され        |       | 2     |
| 飛来・落下       | 2     |       |
| 動作の反動・無理な動作 | 1     | 1     |
| 交通事故        | 8     | 10    |
| （蜂等に）刺され    | 3     | 2     |
| 犬に噛まれ       | 1     |       |
| 火傷          | 1     | 1     |
| 熱中症         | 2     |       |
| 計           | 30    | 31    |

### 〔賠償事故〕 ※ 各年度の4月1日から3月31日まで

| 就業形態       | 令和2年度 | 令和3年度 |
|------------|-------|-------|
| 移動中（交通事故等） |       | 5     |
| 家事         | 1     |       |
| 草刈・除草等     | 13    | 16    |
| 植木剪定中      | 1     | 2     |
| 清掃中        |       | 2     |
| その他作業中     | 3     | 1     |
| 計          | 18    | 26    |

### 【事故に対する注意点について】

#### 〔傷害事故〕

就業形態別での発生件数順は、交通事故等が10件、その他屋内作業中が7件、草刈・除草等と清掃中とその他作業中が各4件、植木剪定中が2件発生しています。

事故形態別での発生件数順は、交通事故が10件、転倒が6件、切れ・擦れが4件、墜落・転落が3件、激突されと（蜂等に）刺されが各2件、激突と動作の反動・無理な動作が各1件、発生しています。

交通事故が10件と最も多く発生しており、内4件は自転車で坂道を登り切れずにバランスを崩して転倒する等、会員側の不注意によるものであり、残りの6件は後方から追突された等、会員側に落ち度が見られない事故です。

転倒が6件と二番目に多く発生しており、殆どが足元の状況に対する注意不足と見られる事故です。

このことから、以下のことを実施して下さい。

#### ◆ 就業先への行帰りと移動時の交通事故防止に努める。

※ 通行する道路の状況に対して、安全な通過方法で通過する。（事例 自転車で坂道を通過する場合、予め自転車から降りて押して登る。）

※ より安全と考えられるルートへ変更することを検討してみる。（他からの被害を回避する。）

#### ◆ 移動中の足元の状況に注意する。

※ 就業開始前に転倒の恐れがある場所を、確認しておき、その箇所を通過する際は特に気を付ける。

また、交通事故 10 件の内 5 件（5 件の内 3 件は他からの事故）は自転車での事故です。

自転車で就業先に通われている会員の方は、以下の点に注意して下さい。

- ◆ 青信号であっても、交差点内に進入してくる他の車両等に注意を払い、状況によっては相手を先に行かせる。
- ◆ 坂道を通過する場合、坂道の手前で自転車から降りて押して登る。
- ◆ 普段使っているルート上に危険と思われる箇所がある場合、別のルートに変えることを検討する。
- ◆ 暗くなってきたら、ライトを点灯する。また、反射材等を着用する。
- ◆ 雨天時には雨合羽を着用し、傘差し運転をしない。

#### 〔賠償事故〕

就業形態別での発生件数順は、草刈・除草中の事故が 16 件、移動中（交通事故等）が 5 件、植木剪定中と清掃中が其々 2 件、その他作業中が 1 件 発生しています。

草刈・除草中の事故が 16 件と最も多く、内 14 件が刈払機（草刈機）使用時の石跳ね事故です。

14 件の内 6 件でナイロンコードカッターが使われており、4 件で 20m 以内に破損させそうな物等有るにも関わらずナイロンコードカッターを使用していました。

これらを踏まえ、令和 4 年度から、刈払機使用時のナイロンコードカッターの使用に関する基準（「姫路市シルバー人材センター安全就業基準作業別安全就業基準 刈払機作業 8.」と「姫路市シルバー人材センター会員の就業制限に係る基準第 2 条 ク」）を、以下のとおり改正しています。

#### ◆ 改正前

作業箇所から 20m 以内に自動車、建物等がある場合は、ナイロンコードカッターを使用してはならない。

#### ◆ 改正後

作業箇所から 35m 以内に自動車、建物等がある場合は、ナイロンコードカッターを使用してはならない。

なお、令和 5 年 4 月から、ナイロンコードカッターの全面使用禁止とするよう基準の改正も検討しておりますので、進展が有りましたら、お知らせします。

また、14 件の内 7 件で防護措置をしていたにもかかわらず石跳ね事故が発生しており、これらは防護用具の防護可能範囲を超える箇所で作業をしていたと考えられます。

それを踏まえ、令和 4 年度から、刈払機使用時の防護措置の実施に関する基準（「姫路市シルバー人材センター安全就業基準作業別安全就業基準 刈払機作業 7.」と「姫路市シルバー人材センター会員の就業制限に係る基準第 2 条 キ」）を、以下のとおり改正しています。

#### ◆ 改正前

作業箇所から 20m 以内に自動車、建物等がある場合は、防護ネットを刈払機から 1m 以内に設置しなければならない。

#### ◆ 改正後

作業箇所から 20m 以内に自動車、建物等がある場合は、防護ネットを刈払機から 1m 以内に設置しなければならない。また、飛散物を防ぐことができる方向に設置しなければならない。

既に、作業会員の皆様には改正後の基準をお渡しして、改正を通知しましたが、そのとおり対応して頂きますよう、改めてお願いします。

なお、移動中（交通事故等）5 件の内 4 件は、当センターの公用車の事故となっています。

『全国共通スローガン』  
いつまでも 働く喜び  
無事故から